那須塩原市木の俣園地条例案の主な内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条 | 条の見出し | 主な規定内容 |
| 第１条 | 目的 | 条例の目的を規定木の俣園地の利用について必要な事項を定めることにより、地域のかけがえのない財産である木の俣園地の自然環境を守り、後世に引き継ぐとともに、地域住民と観光客の調和を図る |
| 第２条 | 名称及び位置 | 木の俣園地の名称及び位置を規定　名称及び位置は別表のとおりとする |
| 第３条 | 施設 | 木の俣園地に置く施設を規定　⑴せせらぎ広場　⑵交流広場（那須塩原市百村字石滝３０７４番２、１，５７０㎡）　⑶公衆トイレ　⑷駐車場　⑸遊歩道　⑹巨岩吊り橋 |
| 第４条 | 行為の制限 | 制限する行為を規定（許可のもと実施可能）　⑴物品の販売及び頒布、募金その他これらに類する行為をすること　⑵営利を目的として写真、映画その他これらに類する行為をすること　⑶興行を行うこと　⑷展示会、博覧会その他これらに類する行為をすること |
| 第５条 | 行為の禁止 | 禁止する行為を規定　⑴火気類を使用すること。ただし、交流広場において直火を避け、専用の器具を用いて行うバーベキュー、焚き火その他これらに類する行為を行う場合を除く。　⑵キャンプをすること　⑶花火をすること　⑷騒音等他の利用者の快適性を著しく損なう行為をすること　⑸ペットの放し飼いをすること。　⑹ごみを投棄すること　⑺その他著しく木の俣園地の環境を損なう行為をすること２　前項に掲げる規定は、木の俣園地に接する河川において適用する。 |
| 第６条 | 許可の取消し等 | 第４条の許可行為に係る取消し等について規定　⑴条例又は条例に基づく規則に違反したとき　⑵偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき　⑶その他市長が必要あると認めるとき |
| 第７条 | 利用時間及び使用料 | 駐車場の利用時間及び使用料について規定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　期間 | 利用時間 | 使用料 |
| ７月及び８月 | 午前８時から午後６時まで | 原付及び自動２輪車　２００円軽自動車及び普通自動車　５００円中型自動車及び大型自動車　１，０００円 |
| ９月から６月まで | 制限なし | 無料 |

 |
| 第８条 | 使用料の免除 | 使用料の減免について規定　特別の理由があると認めたときは、使用料を免除することができる |
| 第９条 | 損害賠償 | 損害賠償について規定　施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又は市長の認定する損害賠償をしなければならない |
| 第１０条 | 罰則 | 罰則について規定　いずれかに該当する者について、１万円以下の過料　　に処することができる　　⑴第４条の規定に違反して同条に掲げる行為をした者　　⑵第５条の規定に違反して同条に掲げる行為をした者 |
| 第１１条 | 委任 | 条例の施行について必要な事項は、別に定めることを規定 |
| 附則 | 施行日を規定・令和４年７月１日予定 |

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 位　置 |
| 那須塩原市木の俣園地 | 那須塩原市百村字石滝３０７０番２那須塩原市百村字石滝３０７４番２那須塩原市百村字石滝３０７４番４那須塩原市百村字石滝３０７４番５那須塩原市百村字屋敷内国有林１７３林班そ小班那須塩原市百村字屋敷内国有林１７３林班つ小班那須塩原市百村字屋敷内国有林１７３林班ね小班 |